

## ひばりヶ丘防犯パトロール隊規約

### (名称)

第1条 本隊は「ひばりヶ丘防犯パトロール隊」と称し、豊田・西加茂防犯協会連合会の傘下に置く。

### (組織)

第2条 本隊はひばりヶ丘行政区の防犯・防災運営部を主体に、区民のボランティアとの共同によって構成する。

### (事務局)

第3条 本隊の事務局はひばりヶ丘行政区ふれあいセンター内に置く(ひばりヶ丘2丁目6番地12)。

### (目的)

第4条 本隊は地域における犯罪の防止に貢献し、区民が安心して生活できる社会環境を実現することを目的とする。

### (事業)

第5条 本隊は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 危険箇所の巡回、点検、街頭パトロール
- (2) ウォーキングや犬の散歩時、児童・生徒の登下校時に合わせ通学路において児童・生徒の安全を見守る。
- (3) 不審者、不審な車両発見時の早期連絡
- (4) 防犯広報および防犯啓発活動の推進
- (5) 警察並びに行政との連帯、助言、提案活動
- (6) 余暇を利用したフリーパトロール(散歩時)活動
- (7) その他、ひばりヶ丘パトロール隊の目的達成のために必要な事項

### (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名 (2) 副隊長 1名
- (3) 防犯責任者(年度区長、年度一丁目区長代理)(4) 書記 (5) 会計

### (役員を選出)

第7条 この隊の隊長は区長が委嘱し、行政区役員会にて承認を得るものとする。隊長以外の役員については隊長が任命する。防犯責任者は、その年度の区長および一丁目区長代理とする。

### (役員任期)

第8条 役員任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、設立時においては設立日より年度末までとする。

### (会議)

第9条 会議は、隊長並びに防犯責任者が必要と認めた時に開催することができるものとする。

### (会計)

第10条 本隊の運営は行政区助成金および三好町地区安全なまちづくり推進協議会事業補助金をもってこれに充てる。なお、会計は年度事業完了後、1ヶ月以内に区長に決算報告を行うものとする。

### (付則)

この規約は平成21年 月 日から施行する。上記の規約以外の事項については、内規にて定める。